

ISO14001認証事業者等への工場変更認可手数料の無料化について

2008(平成20)年3月5日(水)

板橋区 環境保全課 環境ISO推進係

課長：山崎 智通

係長：高田 満雄

担当：鈴木 啓史、鹿倉 健一

連絡先：03-3579-2622

要 旨

板橋区は環境マネジメントシステムISO14001認証取得事業者等や板橋エコアクション(IEA)認定事業者に対して工場変更認可手数料の免除をすることとした。また合わせて環境活動表示板の交付等の支援措置を行う。

板橋区は、環境の国際規格であるISO14001の取得を区内企業に推進し、現在90社が取得している。しかし、中小企業の取得は、人材や経費上の問題から取得することが難しい状況にある。平成17年にこうした問題を考慮し板橋版ISOとして板橋エコアクションを創設し、中小企業向けに環境マネジメントシステムの普及を図ってきた。現在板橋エコアクションの認定取得者は18企業に止まり、普及が進まない状況にある。

そこで、認定事業所に対する支援策として今回、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく工場変更認可手数料の減免措置並びに活動の事実を外部に掲示する表示板(環境活動表示板)の交付等を行い支援することとした。なお、区ではISO14001、板橋エコアクション、エコアクション21の取組事業所に対する産業融資制度の利子補給優遇も計画しており、環境に配慮する事業者の増加を期待するものである。

支援措置の内容

1. 支援の根拠

板橋区環境マネジメントシステム構築事業者支援要綱(施行日:平成20年4月1日)による

2. 対象者

環境マネジメントシステム構築事業者として要綱で定める以下のもの

- (1)板橋エコアクション(IEA)ステップⅡの認定
- (2)ISO14001の認証
- (3)エコアクション21の認証・登録

3. 支援の内容

(1)財政的措置

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める工場の変更認可に係る審査手数料の減免 7,600円/件

(2)環境活動表示板

外部に対する広報手段の共有化による活動に関する広報効果の向上及び環境活動表示板の交付 150枚(外部に掲示)

(3)研修の支援等

内部監査員研修その他必要な支援の実施

4. 施行日

平成20年4月1日